AMT/NEWSLETTER

France Legal Update

2026 年 11 月 6 日

フランス民事訴訟法典第 IV 編（仲裁）の改正

―15 年ぶりの仲裁法大規模改正に向けた第一歩―

弁護士　豊田 愛美

Contents

Ⅰ. 仲裁法大規模改正に向けた動き

Ⅱ. 主な改正内容
1. 仲裁廷の優先的管轄権（コンピテンス・コンピテンス原則）の消極的効果の緩和
2. 国内仲裁判断に対する不服申立て・取消訴訟の執行停止効の廃止
3. 保全措置・暫定措置への執行力の付与
4. 複数契約に関する請求の単一仲裁手続への統合
5. 国際仲裁関連の裁判手続の秘密性
6. 国際仲裁関連の裁判手続における外国語の使用
7. 経過措置

Ⅲ. 今後のスケジュール

Ⅰ. 仲裁法大規模改正に向けた動き

来年 1 月 1 日、「仲裁手続の明確化及び現代化に関する諸措置を定める 2026 年 8 月 6 日付デクレ第 2026-741 号（Décret n° 2026-741 du 6 août 2026 portant diverses mesures de clarification et modernisation de la procédure arbitrale）（以下「本デクレ」という）」が施行される。これは「仲裁制度改革に関する 2011 年 1 月 13 日付デクレ第 2011-48 号（Décret n° 2011-48 du 13 janvier 2011 portant réforme de l'arbitrage）」による大規模改正以来、15 年ぶりとなる仲裁法の改正に向けた第一歩といえる。

この動きは、2024 年秋、フランス司法大臣ジェラルド・ダルマナン（Gérald Darmanin）氏が、仲裁法改革に向けて破毀院（Cour de cassation）判事のフランソワ・アンセル（François Ancel）氏と法学教授のトマ・クレイ（Thomas Clay）氏を共同議長とするワーキンググループを設置したことに端を発している。同ワーキンググループは、翌年 3 月 20 日に、現在約 20 の法典・法律に分散している仲裁関連規定を統合した独立の仲裁法典（Code de l'arbitrage）の創設を含む、40 項目に

わたる提言[1]を行い、これを受けたダルマナン司法大臣は、2025 年 4 月に開催された「パリ・アービトレーション・ウィーク（Paris Arbitration Week）」において、仲裁法改革を次の 3 段階で進める方針を明らかにした。

第 1 段階：実務家の間で幅広い合意が得られている事項について、デクレによる改正
第 2 段階：議論の分かれる事項について、弁護士会、司法機関、大学関係者等も交えた検討
第 3 段階：2026 年秋を目途に、独立した仲裁法典を創設

その後、2025 年 12 月 12 日に民事訴訟法典第 IV 編（仲裁）の改正を目的とするデクレ案が公表され[2]、パブリックコメントが実施されるなど、1 年以上の検討期間を経て本年 8 月 7 日に公布されたのが、本デクレである。

本稿では、本デクレによる主な改正内容を取り上げたうえで（II）、今後予定されているスケジュールについて紹介する（III）。

II. 主な改正内容

1. 仲裁廷の優先的管轄権（コンピテンス・コンピテンス原則）の消極的効果の緩和

現行法は、仲裁廷の優先的管轄権（コンピテンス・コンピテンス原則）の消極的効果を定めている[3]。すなわち、仲裁合意の対象となる紛争について裁判所に訴えが提起された場合、裁判所は、仲裁廷にまだ事件が係属しておらず、かつ、仲裁合意が明らかに無効であるか、又は明らかに適用することができない場合を除き、自らの管轄権がないことを宣言しなければならない。また、国内仲裁については、これに反するいかなる特約も存在しないものとみなされる。

本デクレは、この規定を 2 点において改正する。第一に、裁判所が管轄権の有無を判断する時点を「裁判所に訴えが提起された時点」と明確化した[4]。第二に、仲裁廷の優先的管轄権を排除する「明示的かつ疑義のない」合意があれば、国内仲裁においても、この消極的効果を排除することが可能となった[5]。

2. 国内仲裁判断に対する不服申立て・取消訴訟の執行停止効の廃止

現行法は、国内仲裁判断に対する不服申立て又は取消請求の提起期間満了前、及び不服申立て又は取消請求が提起された場合には、原則として仲裁判断の執行が停止されることを定めている[6]。しかし、この制度の下では、仲裁判断の執行を遅延させることのみを目的として不服申立て又は取消訴訟を提起する事態が生じており、実務家の間で批判の対象となっていた。

本デクレは、この執行停止効を廃止し、国内仲裁判断についても、国際仲裁判断同様、即時の執行を可能とした[7]。もっとも、国内仲裁判断に対する執行停止の申立てを別途行うことは可能であり、その要件についても国際仲裁判断と同様、

1 Groupe de travail sur la réforme du droit français de l'arbitrage sous la co-présidence de François Ancel et Thomas Clay François « Rapport et propositions de réforme » 2025.

2 Direction des affaires civiles et du sceau « Consultation publique sur le projet de décret réformant le droit de l'arbitrage – phase 1 » 2025

3 国内仲裁につき現行民事訴訟法典第 1448 条、国際仲裁につき同条を準用する第 1506 条。

4 改正民事訴訟法典第 1448 条第 1 項第 1 号。

5 改正民事訴訟法典第 1448 条第 2 項。

6 現行民事事訴訟法典第 1496 条。

7 現行民事事訴訟法典第 1496 条。

「当事者の権利に重大な侵害を及ぼす場合（léser gravement les droits）」に統一した[8]。

3. 保全措置・暫定措置への執行力の付与

現行法上、仲裁廷は保全措置又は暫定措置を命じる権限を有しているものの、これらの措置は仲裁判断とは位置付けられないため、裁判所の下で直接執行することはできない[9]。

これに対し、本デクレは、仲裁廷が命じた保全措置・暫定措置に、支援裁判官（juge d' appui）が執行力を付与することを可能とする規定を新設した[10]。これにより、仲裁廷から暫定的救済を得た当事者は、資産又は証拠を迅速に保全することが可能となった。

4. 複数契約に関する請求の単一仲裁手続への統合

本デクレは、複数の契約に関する請求について、仲裁規則に定めがある場合にはその条件に従い、定めがない場合であっても、当事者から異議がなく、各仲裁合意が相互に両立することを条件として、単一の仲裁手続に統合して審理することを可能とする条項を新設した[11]。これにより、アドホック仲裁や仲裁規則に同様の規定が存在しない仲裁機関による仲裁においても、複数契約に関する請求を単一の仲裁手続において審理することが可能となり、手続の効率化及び当事者の利益に資することとなる。

5. 国際仲裁関連の裁判手続の秘密性

国際仲裁に関する取消訴訟・執行許可に対する不服申立ては、パリ控訴院が専属的に管轄しているところ、本デクレは、パリ控訴院における国際仲裁関連手続に関し、審理は原則として公開とするものの、一定の場合には非公開とすることができ、かつ、当事者の申立てに応じ、仲裁手続の秘密保持の必要性に応じ、判決理由や公表方法を調整することができる旨の条項を新設した[12]。

これは、パリ控訴院で適用されている手続協定を参考にして新設されたものであり、国際仲裁関連の裁判手続における秘密保持への懸念に適切に対応するものとして評価できる。

6. 国際仲裁関連の裁判手続における外国語の使用

本デクレは、外国語の書証を翻訳なしに提出できるとする条項[13]や、裁判所の許可があれば、当事者、証人、専門家及び代理人による外国語での発言を可能とする条項[14]も新設している。これもまた、当事者の費用や手続上の負担を軽減するものとして評価できる。

8 改正民事訴訟法典第 1497 条。

9 国内仲裁につき現行民事訴訟法典第 1468 条、国際仲裁につき同条を準用する第 1506 条。

10 国内仲裁につき改正民事訴訟法典第 1468 条、国際仲裁につき同条を準用する第 1506 条。

11 国内仲裁につき改正民事訴訟法典第 1462-1 条、国際仲裁につき同条を準用する第 1506 条。

12 改正民事訴訟法典第 1527-5 条。

13 改正民事訴訟法典第 1527-3 条。

14 改正民事訴訟法典第 1527-4 条。

7. 経過措置

冒頭記載のとおり、本デクレは 2027 年 1 月 1 日に施行されるが、経過措置として、同日以降に締結された仲裁合意に適用があるとする規定(例えば上記 1)、同日以降に構成された仲裁廷に適用があるとする規定(例えば上記 4)、同日以降に下される仲裁判断に適用があるとする規定(例えば上記 2、5、6)と、それぞれ異なる経過措置が定められている[15]。

したがって、契約書、仲裁廷の構成日程、仲裁判断が下される日を個別に管理することが重要となる。

III. 今後のスケジュール

本デクレはダルマナン司法大臣が示した仲裁法改革の第 1 段階にすぎず、今後も立法及び規則の両面で改革が継続される予定である。なかでも、第 3 段階として提示された仲裁法典の創設については、その妥当性も含め、さらに踏み込んだ議論が必要とされている。

なお、トマ・クレイ氏によれば、政治日程上の次の節目を迎える前に改革を実現できるよう、2027 年 2 月 28 日の議会会期終了までに作業を完了する予定とのことである。引き続き、今後の動向を注視する必要がある。

以上

15 本デクレ第 22 条。

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 弁護士　豊田 愛美　　manami.toyota[at]amt-law.com
 ※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。